



令和4年度ひたちなか市 新型コロナウイルス感染症対策 支援制度_デジタル技術活用促進補助金

デ

ジタル技術を活用した新たな働き方への対応や業務効率化に資するDX化等に

デジタル技術活用促進補助金

■ 補助類型

- ① テレワーク・オンライン商談等環境整備事業 ⇒ 補助上限：30万円
- ② デジタル技術活用業務効率化事業 ⇒ 補助上限：100万円

■ 補助率 = 補助対象経費の3分の2

■ 補助概要 ↓↓↓

補助対象者

⇒市税に未納がなく、市内に事業所を有する中小企業・小規模事業者および個人事業主、もしくは資本金（出資金）または従業員（職員数）が中小企業基本法第2条第1項の基準と同等の社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人であること。※個人事業主は市内に住所を有する場合も可。

補助対象事業

⇒新型コロナウイルス感染症の影響を打破しようと取組むテレワークやオンライン商談等の環境整備・実施および生産性向上（自社業務の効率化）に資するITツールの導入・活用

事業対象期間 ⇒ 令和4年4月1日から令和5年2月28日までの範囲内

対象経費

⇒ソフトウェア、アプリケーション等の購入費用、リース料、レンタル料、サービス利用料および設定作業費用・データ移行費用／補助事業の実施に必要なハードウェア（パソコン、タブレット等の端末、センサー等）およびLAN構築に必要なネットワーク機器等の購入費用、リース料およびレンタル料／デジタル技術の導入に係るコンサルティング・研修及びシステム・LAN構築等に係る委託費 等

備考

- ⇒両方の補助類型に合致する場合は高い方の補助上限額を適用し、申請は1回までとなります。
- ⇒対象経費は事業実施期間において支出した経費のみとし、リース料・レンタル料・サービス利用料等については、契約期間のうち事業実施期間に係る経費に限ります。
- ⇒パソコン、タブレット等の汎用的な端末の導入のみの事業については、補助対象となりません。また、端末の導入費については、端末の種類ごとに従業員数を端末台数の上限とします。
- ⇒消費税および地方消費税相当額については対象経費外となります。
- ⇒対象となるオンライン商談等とはWeb会議システム等の導入により実施される商談および面接等を言い、ECサイトの構築等は対象外となります。

■ 申請期限 = 令和4年8月31日（水） ※必着

市公式
ホームページ
QRコード▶▶



問合せ・申請先 <ひたちなか市商工振興課>
〒312-8501 ひたちなか市東石川2-10-1
TEL：273-0111 内線1341、1342
Eメール：shokou@city.hitachinaka.lg.jp